主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人山本雅彦、同熊本典道連名の上告趣意第一点のうち、違憲をいう点は、原審で主張、判断を経ていない事項に関する違憲の主張であり、判例違反をいう点は、所論引用の判例は、いずれも事案を異にし、本件に適切でなく(なお、所論引用の昭和二三年(れ)第七七号、同二四年五月一八日大法廷判決、刑集三巻六号七三四頁は、昭和二九年(あ)第一〇五六号、同三三年五月二八日大法廷判決、刑集一二巻八号一七一八頁によつて変更されている)、その余は、事実誤認、単なる法令違反の主張であり、同第二点は、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四六年七月七日

最高裁判所第二小法廷

雄		信	Ш	小	裁判長裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官
_		朝	上	村	裁判官
男		昌	原	岡	裁判官